

令和7年度 幼稚園型認定こども園淀川幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人松尾学園
所 在 地	大阪市都島区大東町2丁目5番28号
電 話 番 号	06-6922-1214
代表者氏名	理事長 森本 由香里

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園
施 設 の 名 称	幼稚園型認定こども園淀川幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市都島区大東町2丁目5番28号
連 絡 先	電話 06-6922-1214 FAX 06-6922-1271
管 理 者	園長 森本 由香里
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童
利 用 定 員	＜1号認定子ども＞ 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 90人 ＜2号認定子ども＞ 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 30人
開 設 年 月 日	2017年4月1日
事 業 所 番 号	2710051005678

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

- (3) 幼児期は「遊びがすべて」といわれるように遊びを中心に能力が育ちたくましく生きぬく力がつくられます。本園は心身ともにのびのびと多様なあそびをする事で、人間関係、公正さ、道徳性を学び、可能性を伸ばし、人間性が豊かな子どもの育成を目指します。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		1219. 35㎡
園 舎	構 造	鉄骨造 3階建
	延べ床面積	1024. 6㎡
園 庭		地上園庭757. 02㎡

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
保 育 室	7	
遊戯室(ホール)	1	
調理室	1	
音楽室(楽器庫)	1	
トイレ	2	身障者用あり
手洗い等	4	手洗い3、足洗い1
エレベータ	1	
プール	1	
倉庫棟	1	別棟 鉄骨造2階建

5 提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守しながら、よりよい教育・保育環境を創造するよう努め、幼児の主体的な活動を促し、遊びの中で様々な体験をすること、幼児一人一人の特性に応じた心身の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 特別保育

音楽、体育、英語にはそれぞれ専門の講師の指導により高いレベルを目指した保育をしています。

(3) 送迎

本園では創立以来一貫してコース別で徒歩通園を行っており、保育教諭が各コースで送迎します。お友達と手をつなぎ仲良く歩くことで体力、持久力の向上をはかり、思いやり、協調性、公共性も育ちます。

(4) 預かり保育

1号の子ども:

早朝預かり保育 7:30～8:00

預かり保育 保育終了後～18:30

土曜日・長期休み(土曜日を除く) 7:30～18:30

2号短時間保育の子ども:

早朝延長保育 7:30～8:00

延長保育 16:00～18:30

6 職員の職種、員数及び職務の内容

2024年4月1日

職 種	職務の内容	員数	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	
副園長	園長の補助と園長の園務の一部をつかさどる	1	
主幹教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2	
保育教諭	園児の教育・保育をつかさどる	12	
非常勤保育教諭	保育教諭の補佐および教育・保育を支援する	0	
講師	体育・英語・リズムの講師	4	
園医	園児の健康管理・職員への指導を行う	1	
園歯科医	園児の歯の健康管理を行う	1	
園薬剤師		1	
調理員			食事に業務委託

当園では、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成19年条例第92号)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:00～18:00)
主幹教諭	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
教諭	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
調理員	業務委託

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども (教育を提供する日)	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び春、夏、冬期の長期休業日 (※注)
2号認定子ども (教育・保育を提供する日)	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、教育・保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日) その他、盆休み等家庭協力日として休ませて頂く日を設けています。

(※注)

1号認定子ども:

教育を提供しない日でも保育が必要な場合は日によって、預かりを利用することもできますので御相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

1号認定こども(教育標準時間認定)

満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童

提供する曜日		月曜日から金曜日	
保育時間	教育時間	9:00 から 14:30(5.5 時間)	
預かり保育	預かり時間	早朝	7:30 から 8:00
		降園後	14:30 から 18:30
		土曜日	7:30 から 18:30
		長期休園日	7:30 から 18:30
		* 長期休園期間の土曜日は預かり保育はありません。 * 2号認定こどもの休園日と家庭協力の休園日は預かり保育はありません。 (※注)	
休園日	日曜日・土曜日・祝日		
	夏季	7月 21日から 8月 31日	
	冬季	12月 25日から 1月 7日	
	春季	3月 25日から 4月 7日	

預かり保育の利用に当たっては、大阪市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります(別紙1)

2号認定のこども(保育認定)

提供する日	月曜日から土曜日	
保育時間	保育標準時間	7:30 から 18:30(11 時間) *注 1
	保育短時間	8:00 から 16:00(8 時間) *注 2
延長保育	保育標準時間	延長はありません
	保育短時間	朝 7:30 から 8:00 保育短時間終了後 16:00 から 18:30
開 園	開園時間	7:30 から 18:30
休 園 日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)	
家庭協力日	8/13～8/15, 1/4,	

(*注 1) 7時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

延長保育はありません。

(*注 2) 8時 00 分から 16 時 00 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時 30 分から 8 時 00 分まで又は 16 時 00 分から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、大阪市にお支払いただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります) (別紙2)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務は魚国株式会社が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、以下の日を除いて毎日食事の提供を行います。

尚、給食がない日は家庭でのお弁当のご協力をおねがいします。

また、献立表は毎月別途お知らせします。(別紙3)

○ 1号認定のこどもで給食がない日：

行事日(運動会・遠足等の行事関連の日) 土曜日

○ 2号認定のこどもで給食がない日：

行事日(運動会・遠足等の行事関連の日) 土曜日

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 保護者の負担について

入園後、以下の費用について負担をお願いします。

(1) 全員が対象となる負担金

入園時： 教育・施設協力金 50,000 円

毎月の負担金

	1号・2号認定園児	1号利用区分3・2号利用区分8Aまで 第3子以降・2号の満3歳
保育料 ★	無償 (幼児教育・保育の無償化の制度による) (満3歳児の2号は市民税額により決定された額が必要)	
保育充実費 ★	2,000 円/月	
給本代 ★	420円/月	
給食費 ★ *2	430円/食 *1	2,100円/月
さつき会費(PTA) ★	580円/月	

*1 給食費は毎月えんだよりにてお知らせします。

*2 給食の提供日、費用 別紙3

(2) 該当者(利用者)のみ対象となる負担金

	1号認定園児	2号認定園児
預かり保育・延長保育費用	別紙1	別紙2
卒園アルバム積立金 ★ (年長組希望者)	2,000 円/月 (積立金が目標額に達するまで)	
保育 終了 後	ピアノ教室 (個人レッスン)	6,000 円
	体育教室 (グループレッスン)	6,930 円
	英語教室 (グループレッスン)	6,600 円
	ダンス教室 (グループレッスン)	4,950 円

上記★の費用は毎月5日(土・日・祝日の場合はその翌日)に、指定されたゆうちょ銀行の口座から自動引き落としを実施しております。1号認定の園児の給食費は毎月変動します。えんだよりで毎月お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあうことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1)1号認定子ども

入園申込みの先着順又は抽選により入園決定します。但し、下記①～②の子どもはなるべく受け入れる様に配慮します。

① 兄弟が本園に在園又は卒園している弟、妹

② 子育て支援事業の親子の集い参加の子ども(限定した人数)

また、入園に際して、保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2)2号認定子ども

大阪市の利用調整に基づき本園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(3) 特別な配慮が必要な子どもの受入れについて

大阪市等と連絡・調整をして、園として可能とみなした場合は受理します。

また、医療行為等の特別な対応が必要な時は保護者の支援を要する事があります。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づき支給認定が取り消された場合。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 学校医(嘱託医)

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	おぐる医院
法人名又は医師名	小畔 美弥子
所在地	大阪市都島区毛馬町2丁目11番36号
電話番号	06-6925-3770

(2) 歯科

医療機関の名称	よしみファミリー歯科・矯正歯科
法人名又は医師名	医療法人いづき会
所在地	大阪市都島区友洲町 2-12-21 高倉グリーンマンション
電話番号	06-6925-0418

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・煙感知器 ・24H録画機能付き防犯カメラ4台 ・誘導灯 ・非常通報装置 ・電動式防火シャッター ・防火扉
避難・消火訓練	避難訓練・消火訓練は、毎月1回実施します。

17 虐待の発見・防止のための措置に関する事項

園児への虐待を発見し防止するために、以下の措置を講じています。

- (1) 定期的に職員会議で園児への虐待を発見する為の勉強会を実施する。
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 教育・保育に関する要望・相談・苦情に関する相談

教育・保育内容に関する相談・要望・苦情は下記記載の窓口で受付ています。

当園 ご利用相談窓口	・受付担当者 阪本 裕美(主幹教諭) ・受付責任者 松尾 保(園長) ・ご利用時間 8:30～ 18:00 ・電話番号 06-6922-1214 F A X 06-6922-1271 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

※ 当園では、上記のほか、第三者委員に相談・苦情等を直接書面(封をする)で申し出る事が出来ます。

19 園児に対しての保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金額	給付については以下の HP でご確認ください ※

※HP は <http://www.jpnssport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx> です。

保険の種類	賠償責任保険・団体障害保険・行事参加者の障害保険 (国際BLS)
保険の内容	管理・欠陥での事故での賠償・園の管理下での事故

20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
園児数	3歳児 (満3歳児含む)	63 人	47 人	47 人
	4歳児	44 人	61 人	47 人
	5歳児	59 人	46 人	59 人

21 関係者評価及び自己評価について

当園では、教育・保育の運営向上を図る為に、その状況について ①自己評価をおこなう ②保護者その他の関係者による評価を受け、運営の改善に努める。

また、その結果を園のホームページに掲載して保護者に公開するとともに、園と教職員の質の向上を図る。

※HP は <http://www.yodgaw.org/aisatsu.html>

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告・命令を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

23 さつき会(PTA会)等に関して

当園は当園を支援する保護者による後援会の活動を行います。

24 当園におけるその他の留意事項

当園の敷地内はすべて禁煙です。

- ① 保護者の思想、信仰は自由ですが、他の保護者等に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ② 登園は9時00分までをお願いします。
- ③ 当日の欠席の連絡、又は遅刻の連絡は、8時から9時までに電話でご連絡ください。
- ④ 18時30分までに必ずお迎えをお願いします。
- ⑤ 土曜日・長期休み時に早朝7時30分から午前8時に登園予定の時は、必ず前日の17時30分までにご連絡ください。
- ⑥ お子様の体調を知るために、ご家庭での検温をお願いします。登園前に、ご家庭で食欲の有無、発熱の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
- ⑦ 園児の所持品には、必ずクラス名と名前をひらがなではっきりと記入してください。
- ⑧ 教育・保育時間中に37.5以上ある場合や、体調が悪化する時は、保護者の方へ連絡をし、保育をそのまま続けるか、お迎えに来ていただくことができるかをご相談させていただきます。また、高熱の場合や容体が悪くなる場合には、お迎えに来ていただきますのでご協力をお願いします。
- ⑨ 与薬は原則、行いません。やむを得ず薬を持参する場合は次の事項にご注意ください。
・病院で処方された薬以外はお預かりできません。
・使用する薬は1回分に分けて持参してください。
・登園の際に必ず保護者の方から説明の上、直接担任へお渡しください。
・原則頓服はお預かりできません。
- ⑩ 台風等の災害による臨時休園について
・午前7時に大阪地区に「暴風警報」が発令された場合は臨時休園となります。
・地震等で公共交通機関が利用できない状況が発生した場合は、園長の判断で臨時休園とする場合があります。
- ⑪ 麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登園許可証を記入してもらい登園してください。
- ⑫ 園内において流行性疾患の疑いで多数の園児が欠席する場合は、園医と相談した上、園長の判断によりクラス単位、又は全園臨時休園にする場合があります。
- ⑬ 制服、制帽、体操服、園で使用する用品等の内容と価格の一覧表は別紙5、別紙6です。教材・用品については、園既定のものを使用していただきます。通園時の園児の服装は制服・制帽・制靴でリュックと腕にコース名札・左胸にクラス名札をつけてください。制服で登園し、幼稚園で体操服に着替えをします。但し運動会前、土曜日の自由登園日は体操服登園になります。
- ⑭ 外履き靴は白色で柄がなく、マジックテープのついたものを、室内履きはゴム付きの白い上靴を用意してください。
- ⑮ 園でお願いしたもの以外の金銭、玩具、飲食物の持ち込みは禁止です。
- ⑯ 幼稚園で貸し出しをした服・下着類は必ずご家庭で洗濯をして、速やかに持ってきてください。

